

会則

第1条 (名称と事務局所在地) 本会は、埼玉山岳ガイド協会(略称 S.M.G.A.)と称し、埼玉県内に本部を設け、事務局は当該年度の事務局長が指示する場所に置くものとする。

第2条 (目的)

1. 本会は(公社)日本山岳ガイド協会に加入し、協会の健全な発展に寄与するものとする。

2. 本会は国内外の自然と親しむ事を啓蒙し、指導することを目的とする会員により

構成する。山岳ガイドの地位向上と、安全な登山の普及発展に寄与し、自然保護、山岳遭難事故防止に努める。また、会員の目的遂行のためのサポートをするとともに、会員相互の自然環境に関する理解、技術向上を深めるための研修、親睦を図ることを目的とする。

第3条 <役員>

本会は、会長1名、事務局長1名、会計1名、広報(web担当兼任)1名、副会長若干名、安全対策担当1名、研修担当1名を置く。

また役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

役員報酬は別途定めるとおりとする

第4条 (資格及び入会)

本会に入会を希望する者は、役員1名を含む本会会員2名の推薦を得たうえで所定の入会申込書を事務局に提出し、役員による選考の後、承認を得るものとする。

第5条 <会費>

本会の全ての会員は、所定の年会費を納めることとする。

第6条 (退会)

本会から退会を希望する会員は、本会事務局に申し出、所定の手続きをする。

第7条 (除名)

下記に該当する会員は、役員の承認を得た後、除名する。

1. 本会の品位を著しく汚したもの。

2. 会費を長期に渡って滞納した者。

第8条 (会議)

1. 定時総会は全会員をもつて構成し、毎年6月に開催される。

2. 適宜役員会を開催するものとする。

第9条 (会計)

1. 本会の経費は会員の拠出金及びその他の収入をもつて充てる。

2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条〈付則〉

- 1.この会則は2008年6月27日に改訂/2017年6月20日再改訂/2025年6月6日再々改定
- 2.本会の運営上必要な細則は別に定める。

細則

第1条 [会費に関するもの]

- 会費は年間10,000円の会費を会に納める。
- 年度途中での入会者は前項の年会費のうち、本会事務局運営のための固定経費1,000円のほか、通信費等として入会した月に応じて9,000円÷12ヶ月×残りの月数により算出された金額を納入する。
- 会者は入会時に当該年度の年会費の他に、入会金10,000円を納入する。
- 納入された本会会費は事務局経費及び運営委員会開催経費等に充てられる。
- (公社)日本山岳ガイド協会(略称JMGA)会費についてはガイド資格によつて異なる為、会計から各会員に請求し、取りまとめて協会へ支払うものとする。

第2条 [資格及び入会に関するもの]

- ・ガイド資格取得方法および更新についてはJMGAの細則に準ずるものとする。

第3条 [除名に関するもの]

下記の条項に違反した場合は除名されることもある。なお、除名にあたつては認定証及びガイドバッヂを返還すること。

- 1 (公社)日本山岳ガイド協会およびS.M.G.A規約を遵守すること。
- 2 ガイド業務における事故防止、及び事故対策を技術的、社会的に怠らないこと。
- 3 会員は総会やS.M.G.A主催の事業に参加すること。

第4条 「会議に関するもの」

定時総会の定数は会員の過半数を以って成立する。

第5条 [役員会の権限に関するもの]

会議、S.M.G.A事業及びJMGAからの諸事項については役員会に一任する。

この細則は2008年6月27日に制定。

この細則は2014年6月2日に改訂

この細則は2025年6月6日に改訂

役員報酬規定

一般役員 12,000/年
会長、事務局長、会計、広報は 15,000 円/年
Zoom 会議 1,000/回
リアル会議 2,000/回+交通費